

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

(単位:千円)

	No	国の 予算 年度	枠	地方 単 独 事 業	エネルギー・ 食料品価格等 の物価高騰の 影響を受けた 生活者等に対 して事業の効 果が直接及ぶ	臨時の措置 であることが 分かる事業 名称として いる	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に 臨時交付金を 充当していな い	推奨事業メ ニュー	⑨を選択した 場合、より効 果があると思 える理由	A								C (一般財源や補助対象外 経費等)	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	特定事業 者等支援	個人を対象 とした給付 金等	基金	事業 始期	事業 終期	成果目標(可 能な限り定量 的指標を設 定)	実施状況の公表 等について (HP、広報紙な ど)	備考1 (重点支援地方交付 金の追加を踏まえ た各実行の通知の 発出状況に定義さ れている対象分野)			
												総事業費	交付対象経費	B		B 1		B 2												B 3		B 4
														国のR5補正予算分 (交付限度額①) (推奨事業メニュー分)	国のR5補正予算分 (交付限度額②) (低所得世帯支援枠分) 給付費	国のR5補正予算分 (交付限度額③) (低所得世帯支援枠分) 事務費	国のR5予備費 (交付限度額④) (給付金・定額減税一体 支援枠分) 給付費	国のR5予備費 (交付限度額⑤) (給付金・定額減税一体 支援枠分) 事務費	国のR5予備費 (交付限度額⑥) (給付支援サービス分)													
																														合計		
												494,004	494,004	0	280,000	9,048	190,000	14,956	0	0												
住民税均等割非課税世帯への支援(低所得枠)	1	R5.補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯に対する重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	1. 物価高から国民生活を守る	○	—		289,048	289,048	0	280,000	9,048	0	0	0	0	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 4000世帯×70千円 事務費 9048千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (4000世帯)	—	○	—	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙	対象分野に関連しない			
住民税均等割のみ課税世帯への支援(一体給付)	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	住民税均等割のみ課税世帯の世帯主に対する重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	1. 物価高から国民生活を守る	○	—		138,061	138,061	0	0	0	130,000	8,061	0	0	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 1,300世帯×100千円 事務費 8,061千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 (1,300世帯)	—	○	—	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙	対象分野に関連しない			
こども加算(一体給付)	3	R5.予備	一体支援	○	○	○	低所得者の子育て世帯への重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	1. 物価高から国民生活を守る	○	—		66,895	66,895	0	0	0	60,000	6,895	0	0	①物価高が続く中で低所得子育て世帯への支援を行うことで、低所得子育て世帯の方々の生活を維持する。 ②低所得子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子ども 1,200人×50千円 事務費 6,895千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子ども (1,200人)	—	○	—	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報紙	対象分野に関連しない			